

No.	質問	回答
押印省略の方法		
1	請求印を省略する場合はどうしたらよいか。	請求印を省略する場合は、請求書に担当者氏名・電話番号をご記入ください。
2	担当者とは誰のことか。	当該請求について把握し、修正等や内容に関する本市からの問い合わせにご対応可能な方です。
3	担当者の氏名について、苗字のみでよいか。	苗字のみでなく、フルネームをご記入ください。
4	担当者の氏名は署名でなくてもよいか。	署名でなくても結構です。（印字・ゴム印・手書き等、これまで通りの方法で記入可能です。）
5	連絡先は電話番号のみか。	連絡先は担当者の所属部署等の電話番号です。 メールアドレス・FAX番号は原則不可です。 ※耳の不自由な方など電話での連絡が困難な場合は、事業課（発注課）へ問い合わせください。
6	請求印を省略する場合、請求者が法人・個人にかかわらず、担当者氏名・電話番号が必要か。	請求印を省略する場合、請求者が個人であっても法人の代表者であっても、担当者氏名・電話番号の記入は必要です。 ※個人の請求で、担当者（請求に係る問い合わせに対応できる人）が請求者本人であっても、請求者本人の氏名を担当者欄に記入してください。
7	請求書に別紙がある場合の割印は必要か。	請求書に押印ありの場合→請求印と同一の割印が必要です。（これまで通りの取扱いと同じです。） 請求書の押印省略の場合→割印は不要です。
様式		
8	新しい請求書様式はいつから使用可能か。	請求日が令和3年4月1日以降の請求書については、新様式を使用してください。
請求書の提出方法		
9	請求印を省略した請求書の提出方法。	メール（PDF形式）での提出を基本とします。
10	メールで提出しなければならないのか。	メールによる提出を基本としますが、従来の方で提出してもらうことは可能です。
請求書以外の書式の押印について		
11	業務報告書等の印は省略できるか。	業務報告書等の印の取扱いについては、事業課（発注課）にご確認ください。
12	委任状の印は省略できるか。	押印省略できません。（これまで通りの取扱いと同じです。） 請求委任の場合は、委任者の印と受任者の印が必要です。 受領委任の場合は、委任者の印のみ必要です。
13	口座振込依頼書の印は省略できるか。	押印省略できません。（これまで通りの取扱いと同じです。） 以下のように、請求者（委任者）と口座名義人（受任者）が同一であるが肩書等が異なる場合などは、委任者の印が必要です。 【例】請求者：〇〇株式会社 代表 市役所 花子 口座名義：〇〇株式会社 社長 市役所 花子